入札説明書

松山市では、市有港湾施設を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を 図ると同時に経費削減及び歳入を確保するため、「自動販売機の設置場所貸付に係る入札」 を実施する。入札に参加する者は、この入札説明書をよく読み、次の各事項を承知したう えで参加するものとする。

1 入札に付する事項

(1)貸付場所及び台数

施設名称	所在地	設置箇所	台数
まつやま・ほりえ海の駅 「うみてらす」	松山市堀江町甲 1742-9	休憩所施設 南側	1台

※設置場所は、別紙平面図を参照のこと。

(2) 貸付期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(募集要項4(3)のとおり、延長の場合あり。ただし、最長でも令和 12 年 3 月 31 日 までとする。)

(3)貸付条件等 別添仕様書による。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り、参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (3)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては愛媛県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては愛媛県内 で継続して1年以上事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 松山市税を滞納していないこと。
- (7) 松山市と災害時における飲料水の提供に関する協定又は覚書を結んでいること。

3 入札及び開札の日時及び場所

入札名:自動販売機設置場所貸付(まつやま・ほりえ海の駅「うみてらす」)

日 時:平成7年3月21日(金)14:00から

場 所:松山市二番町四丁目7-2 松山市役所別館4階第2会議室

4 入札方法等

- (1) 入札書に記載する数字と売上手数料率
- ①入札書に記載する数字は整数(小数不可)とし、売上手数料率の単位は「%」とする。
- ②自動販売機の売上金額(税抜価格)に入札書に記載する売上手数料率を乗じた額に、消費税及び地方消費税の標準税率を乗じた額を、毎月市に納付することとする。
- (2) 代理人による入札

代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

- (3) 再度の入札
- ①1回目の入札で落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度入札を行う。
- ②再度の入札は、1回限りとする。
- ③再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。
- (4) 随意契約の交渉

再度の入札を行っても、落札者がいない場合は入札を打切り後、参加者の中で最も高い売上手数料率(%)を提示した者から順次1回を限度として随意契約の交渉を行う。

(5) その他

提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引換え又は撤回することはできない。

5 入札保証金

免除する。

6 無効な入札等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- ①入札に参加する資格がない者がした入札
- ②同一の入札において同一人がした2つ以上の入札(代理人の場合も含む。)
- ③委任状を提出しない代理人のした入札
- ④不正行為による入札
- ⑤入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑥記名押印を欠く入札及び割合を訂正した入札
- ⑦入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑧申請書(添付書類を含む。)に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑨その他入札に関する条例規則に違反した入札
- (2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった 者は、再度の入札に参加できない。

7 落札者の決定方法

- (1) 市が定める「予定割合」以上で最高の割合をもって有効な入札を行った入札者を落 札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、抽選で決定する。

8 契約

- (1) 別添契約書のとおりとする。
- (2) 落札者は、令和7年3月27日(木)までに契約書に記名押印のうえ印紙を貼付して募集要項10の場所に提出する。なお、印紙代は落札者の負担とする。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合(上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。)には、当該落札は効力を失う。

9 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、 松山市契約規則、松山市財務会計規則の定めるところによる。